

本宮市農業委員会 令和2年9月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月23日(水) 午後1時30分
2. 開催場所 モコステーション 3階 「スタジオ」
3. 出席委員
 - 農業委員会委員
 - 1番 渡邊 謙輔 2番 遠藤 政幸 3番 國分 政利
 - 4番 伊藤 隆一 5番 石橋 廣基 6番 三瓶 和彦
 - 7番 渡邊 善幸 8番 三瓶 修藏 9番 渡辺 喜一
 - 農地利用最適化推進委員
 - 2番 川名 和弘 3番 遠藤 栄太郎 4番 國分 政彦
 - 5番 遠藤 俊雄 6番 阿部 修司 8番 遠藤 正任
 - 9番 國分 保 11番 佐々木 清忠 12番 佐藤 博衛
4. 欠席委員 推進委員1番 國分 隆一 委員 推進委員7番 佐藤 一徳 委員
推進委員10番 大内 俊之 委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局(農地係長 伊藤 晋平)

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員1番 遠藤栄太郎委員、推進委員7番 佐藤 一徳委員、推進委員10番 大内 俊之委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会9月・定例会を開会いたします。
	時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、短時間で進めていきたいと考えておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員3番 國分政俊 委員 農業委員4番 伊藤隆一 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。

会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>
	(2番 遠藤政幸 委員)
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、三瓶和彦委員、川名和弘委員、遠藤正任委員で調査を実施しました。</p> <p>去る9月10日(木)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと5件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第49号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「共同住宅敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第51号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定「一般住宅敷地が1件」、「分家住宅敷地が1件」、です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第52号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1は、長年自宅への進入路として使用しており、すでにアスファルト舗装されておりました。現在、耕作できるような状態ではなく、現状では農地への復元は極めて難しいことから、現況確認での申請となりました。なお今回の申請には、申請人より「顛末書」を提出していただいておりますこと申し添えます。また、件番2は、すでに原野化しており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告とします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、8月定例会での許可についての報告を事務局より報告月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>8月定例会許可分は、8月25日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6・付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案48号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査の結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p>
	(9番 渡辺 喜一 委員)

会長 渡辺喜一	<p>議案第 48 号件番 1 について、9 月 13 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員といたしました。</p> <p>当該地は現在、耕作されておりませんが、譲受人が耕作する旨を確認いたしました。現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め採決を行います。</p> <p>議案第 48 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 48 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、件番 2、件番 3 及び件番 4 について、近隣地で譲渡人が同一人ですので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(4 番 伊藤 隆一)</p>
伊藤 隆一委員	<p>議案第 48 号 件番 2、件番 3 及び件番 4 について、9 月 3 日に現地調査及び申請内容の確認を安部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 2、件番 3 及び件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>なお、現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 48 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定</p>

	に基づく、件番 2、件番 3 及び件番 4 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 48 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2、件番 3 及び件番 4 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	議案第 49 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 49 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 49 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 50 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 50 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 50 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 51 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。

	最初に、件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 51 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に議案第 52 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局から説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 52 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。

会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 52 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 52 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 52 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 9 月定例会を閉会いたします。

令和 2 年 9 月 23 日
(閉会午後 1 時 55 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 3 番委員 國分 政利

議席 4 番委員 伊藤 隆一